

青森日本海南部（岩崎村沖合）海域におけるほっけ・めばる固定式さし網漁業の
許可等の取扱方針

平成5年2月24日制定

（目的）

第1 青森日本海南部（岩崎村沖合）海域におけるほっけ及びめばる資源の有効利用と操業秩序の維持を図ることを目的として、この方針を定める。

（許可の申請）

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- （1）所属漁業協同組合長の副申書
- （2）使用漁具図（1反の長さ、反数、立ち、いせを明確にしたもの。）
- （3）操業にあたって、許可の内容及び関係規則等に違反した場合は、ただちに操業を停止し、許可証を返納する旨の誓約書
- （4）事業計画書及び年間事業概要書
- （5）その他知事が必要と認めた書類

（許可の対象者）

第3 許可の対象者は、青森県西津軽郡深浦町及び岩崎村に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 前年度において、当該漁業許可を受け誠実に操業した者
ただし、平成5年漁期においては、前年の久六島周辺海域におけるめばる固定式さし網漁業の許可実績を有する者
- 二 その他知事が特に事情やむを得ないと認めた者

（許可の対象漁船）

第4 許可の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。

- 一 総トン数15トン未満のもの。
- 二 青森県西津軽郡深浦町及び岩崎村に根拠地を有するもの。
- 三 その他、知事が特に事情やむを得ないものと認めたもの。

（許可隻数）

第5 許可隻数は、漁場面積、操業秩序の維持及び資源の持続的生産を保つため、26隻以内とする。

（許可をしない場合）

第6 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、過去1年間における漁業違反者、またはその違反船をもって申請したときは、許可しないものとする。

（操業区域）

第7 操業区域は、次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域とする。

- ア 西津軽郡深浦町船作埼灯台中心点から真方位231度24、600メートルの点
- イ 西津軽郡深浦町船作埼灯台中心点から真方位202度16、600メートルの点
- ウ 青森県と秋田県との県境にある須郷埼突端から正西12、200メートルの点

エ 青森県と秋田県との県境にある須郷埼突端から正西25,000メートルの点
(操業期間及び許可期間)

第8 操業期間は3月1日から4月30日までとし、許可期間は1年以内とする。

(制限又は条件)

第9 許可するにあたり、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 所持し施網できる網(一枚網に限る)は1ヵ統とし、その全長は600メートル未満とする。
- (2) 網の目合は、85ミリメートル以上とする。
- (3) 敷設する網の立ちは6メートル以内とする。
- (4) 操業時間は、毎日投網午後5時以降、揚網完了午後11時以前とする。
- (5) 漁具の敷設中は、その片側に方40センチメートル以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料又は蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートルの高さに掲げるとともに、両端に2キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯、その他の照明装置を有する夜間標識を設置して発光させなければならない。
- (6) 別途様式による船体表示をすること。

(漁獲成績報告書の提出)

第10 漁期終了後1カ月以内に漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

(別途様式)

船体標識 黄色ペイントで1メートルの巾をもって操舵室中央部両側および船体両舷を塗装し、操舵室中央部両側中間部分に30センチメートル以上の巾をもって青色の横バンド塗装すること。

許可番号の表示 許可番号の各文字および数字は大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とし、青色蛍光ペイントをもって操舵室中央部両側中間部分に横書とする。

許可番号表示の様式

